

平成19年(2007年)3月9日
 建設委員会資料
 都市整備部建築担当

中野区事務手数料条例の改正について

中野区事務手数料条例新旧対照表（案）

改正案				現行			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
86	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料 <u>確認申請1件につき、次のアからケまでに掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）</u> ア～ケ（略）	確認申請のとき	86	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料 ア～ケ（略）	確認申請のとき

		床面積の算定は、次に定めるところによる。 ア～エ（略）			床面積の算定は、次に定めるところによる。 ア～エ（略）	
8 6 の 2	<u>建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る審査</u>	<p><u>構造計算適合性判定手数料</u> <u>構造計算適合性判定を要する</u> <u>一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 床面積が1,000平方メートル以下のとき</u> <u>(ア) 構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプロ</u> <u>グラム（以下「大臣認定プログラム」と総称する。）により行われたもの 111,000円</u> <u>(イ) 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 159,000円</u></p> <p><u>イ 床面積が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以下のとき</u></p>	<u>確認申請のとき</u>			

		<p>(ア) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 137,000円</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 212,000円</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートルを超えるもの 10,000円</p> <p>（ア）構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 150,000円</p> <p>（イ）構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 243,000円</p>				
87～ 91	(略)	(略)	(略)	87～ 91	(略)	(略)
91の 2	建築基準法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する通知に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る審査	構造計算適合性判定手数料 構造計算適合性判定を要する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額 ア 床面積が1,000平メートル以下のとき	通知のとき			

	<p>(ア) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 111,000円</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 15 9,000円</p> <p>イ 床面積が 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下のとき</p> <p>(ア) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 137,000円</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 21 2,000円</p> <p>ウ 床面積が 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下のとき</p> <p>(ア) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 150,000円</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法によ</p>				
--	---	--	--	--	--

		<u>り行われたもの</u> 2 4 3 , 0 0 0 円					
<u>9_1</u> <u>の3</u>	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定、変更又は廃止に係る申請手数料 50,000円	指定、変更又は廃止の申請のとき	<u>9_1</u> <u>の2</u>	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定、変更又は廃止に係る申請手数料 50,000円	道路の位置の指定、変更又は廃止に係る申請手数料 50,000円	指定、変更又は廃止の申請のとき	